(一) 道路の種類　一般国道
(二) 路線名　百五十七号及び三百五号
(三) 道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員	延長
野々市市田尻町二番三地先から同市三日市町一八〇番六まで	前	二一・六〇～三八・〇〇メートル	一一・二三一キロメートル
	後	二二・〇〇～三九・四〇メートル	一一・二二二キロメートル

(四) 図面縦覧場所　北陸地方整備局及び同局金沢河川国道事務所

○北陸地方整備局告示第三十一号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十六年三月二十八日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十六年三月二十八日　北陸地方整備局長　野田　徹

路線名　供用開始の区間　図面縦覧場所
百五十七号及び三百五号　野々市市田尻町一番五から同市三日市町一八〇番二まで　北陸地方整備局及び同局金沢河川国道事務所

供用開始の期日　平成二十六年三月二十八日

○北陸地方整備局告示第三十二号

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十六年三月二十八日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十六年三月二十八日　北陸地方整備局長　野田　徹

(一) 道路の種類　一般国道
(二) 路線名　百五十九号及び二百四十九号
(三) 道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員	延長
かほく市木津ハ四四番一から同市木津ロ七六番一まで	前	一一・八〇～一八・〇〇メートル	〇・〇〇六キロメートル
	後	一一・八〇～一八・〇〇メートル	〇・〇〇六キロメートル

(四) 図面縦覧場所　北陸地方整備局及び同局金沢河川国道事務所

○北陸地方整備局告示第三十三号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十六年三月二十八日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十六年三月二十八日　北陸地方整備局長　野田　徹

路線名　供用開始の区間　図面縦覧場所
百五十九号及び二百四十九号　かほく市木津ハ二三番四二から同市木津ロ二一番四まで（ただし、関係図面に表示する部分のみ。）　北陸地方整備局及び同局金沢河川国道事務所

供用開始の期日　平成二十六年三月二十八日

○北陸地方整備局告示第三十四号

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十六年三月二十八日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十六年三月二十八日　北陸地方整備局長　野田　徹

(一) 道路の種類　一般国道
(二) 路線名　百五十九号及び二百四十九号
(三) 道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員	延長
かほく市遠塚イ一三番一八から同市秋浜ハ一二番三まで	前	一〇・五〇～二七・〇〇メートル	一・四三一キロメートル
	後	一〇・五〇～二七・〇〇メートル	一・四三一キロメートル

(四) 図面縦覧場所　北陸地方整備局及び同局金沢河川国道事務所

○北陸地方整備局告示第三十五号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十六年三月二十八日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十六年三月二十八日　北陸地方整備局長　野田　徹

路線名　供用開始の区間　図面縦覧場所
百五十九号及び二百四十九号　かほく市遠塚イ一一番八から同市秋浜ハ一一〇番一まで（ただし、関係図面に表示する部分のみ。）　北陸地方整備局及び同局金沢河川国道事務所

供用開始の期日　平成二十六年三月二十八日

○北陸地方整備局告示第三十六号

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十六年三月二十八日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十六年三月二十八日　北陸地方整備局長　野田　徹

(一) 道路の種類　一般国道
(二) 路線名　七号
(三) 道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員	延長	備考
新潟市中央区本町通七番町一〇五四番一から同市中央区沼垂東二丁目二一九番五まで	前	A 二二・九〇～六〇・〇〇メートル B・C 六・二五～一三・二〇	二・三六一キロメートル 一・五三二	上記A・B及びCは、関係図面に表示する敷地の区分をいう。
	後	A 二二・九〇～六〇・〇〇メートル B・C 三三・五〇～一三・二〇	二・三六一キロメートル 一・五二五	

(四) 図面縦覧場所　北陸地方整備局及び同局新潟国道事務所

○北陸地方整備局告示第三十七号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十六年三月二十八日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十六年三月二十八日　北陸地方整備局長　野田　徹

路線名　供用開始の区間　図面縦覧場所
七号　新潟市中央区西堀前通十番町一六六三番二から同市中央区東堀前通十番町一七九三番二まで　北陸地方整備局及び同局新潟国道事務所

供用開始の期日　平成二十六年三月二十八日

○北陸地方整備局告示第三十八号

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十六年三月二十八日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十六年三月二十八日　北陸地方整備局長　野田　徹